

省大臣官房審議官楠田幹人君、同じく鎌原宜文君、同じく宿本尚吾君、国土交通省不動産・建設経済局次長川野豊君及び環境省大臣官房審議官堀上勝君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○谷委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○谷委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。橋慶一郎君。

○橋委員 おはようございます。

この特別委員会での質問の機会を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

私、質問には必ず万葉集を詠んで、させていたたくというスタイルを取っております。今日は、季節の歌を詠ませていただいて、入らせていただきます。

初夏といえば、藤の花がだんだん散りながら、ホトトギスというような感じかと思えます。その歌を一つ詠んで、入ります。

万葉集巻十、千九百四十四番。

藤波の散らまく惜しみほととぎす今城の岡を鳴きて越ゆなり

よろしく願います。(拍手)

分権一括法案ということでありまして、平成二十六年の第五次からは提案募集方式ということで、こういう形で作成をするようになって十回目となるわけです。元々は、地方分権の流れの中で、まず、国と地方のいろいろな関係の義務づけ、枠づけ、あるいはその権限、いろいろなことを見詰めて、まずは一通り専門家の方も入って全体を総括的にさらった後は、こういう形がいいだろうということで、平成二十六年からは、自治体の方から現場のいろいろなニーズに合わせていろいろな要望を出していただいて、これを改善していく、こういうことで十回目になるわけになります。

毎回、新たな要望が数多く寄せられている状況にありまして、必ずしも飲み尽くせないといえますが、やはり、森羅万象、いろいろなことがあるものですから、思いのほかいろいろな御提案があつて、そこからいろいろな改革、改善がなされているようにお見受けをしているところであります。

ちょうど節目ということもありまして、当局におかれても少し、いろいろな振り返りもされたようでもあります。これまでの提案実現がどういう数になっているのか、また、この地方分権にどのような寄与があつたのか、そして、この方式の評価、そしてまた、提案をしてくる自治体側の受け止めについて、総括的にまずは大臣にお伺いをしたいと思います。

○自見国務大臣 お答えいたします。

提案募集方式においては、地方から毎年、おおむね二百件から三百件程度の提案を頂戴してございまして、平成二十六年から令和五年までの十年間の累計では三千五百件を超えるところになってございます。これらの提案のうち、約二千三百件につきまして、内閣府と関係府省庁との間で調整を行つてまいりまして、八割以上の約千八百件について、御提案の趣旨を踏まえた対応等を行つてきたところであります。

これらの取組を通じまして、例えば、農地転用権限等の地方への移譲、また地方版ハローワークの創設など、地方に関する権限移譲や規制緩和を進めてきたところであります。

提案募集方式につきましては、昨年十二月の有識者会議の取りまとめにおきまして、地方から多くの提案が寄せられ、それらを契機とした義務づけ、枠づけの見直し等が着実に進められており、相当程度成果が上がってきている旨の総括をいただいているところでございます。

また、地方からも、同方式に対しまして、令和五年の地方からの提案等に関する対応方針の閣議決定に際しまして、地方分権改革の歩みを着実に進めるものとしての評価を頂戴しているところで

あります。

今後も、提案募集方式の推進を通じまして、地方の自主性、そして自立性を高めるための取組を着実に進めてまいりたいと考えてございます。

○橋委員 ありがとうございます。

実際自治体に身を置いたことがある身といたしましても、現場の声が届くというか、そしてまたそのことが、提案が実現していくということは非常に達成感のあることだと思っております。是非、こういうポトムアップ式のことというものはやはり継続的に取り組んでいただいて、また、いろいろな気づきをまた中央省庁の方々にも与えていただければ、このようにも思うわけであります。

ただ、これはそれで大変いいことなのでありますけれども、また一面、こういったことを進めていく中では、あつ、この改善点というのは、この役所のこの行政分野だけじゃなくて、もしかしたら横展開できるかもしれないよ、そういった、提案方式ですから、言ってみれば、あるところが改善されても、ほかのところが改善されないよ、ある手続においては例えば凸凹が生じるんじゃないか、同じ内容ではないんですけども、同種の別の手続がそのままになっているとかいうこともあるかもしれません。

やはり、可能な限り、もしできることで、あつ、そうだ、横展開できるんだというものについてはそういったことをされてもいいとも思いますが、また、十年、これだけこういうことを進めてきて、そういった芽が幾つか出ているのであれば、ある時点で、今度は横展開ということで、中央省庁の中でこういうことを見直してみる、そういうこともあつてもいいのかなというふうに思うわけですが、この辺、現状の考え方を伺いたいと思います。

○恩田政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、地方からの提案に対しまして、個別に対応するのみならず、趣旨を同じくする共通的な制度などに関する見直しを図つて

いくことにつきましては、検討すべき課題であると認識してございます。

これまでも、計画策定等につきましては、提案募集方式による対応と並行いたしました。政府部内で効率的、効果的な計画行政の在り方に関して検討を重ねまして、昨年の三月にいわゆるナビゲーション・ガイドということで閣議決定もさせていただいたところでございます。

また、昨年末の有識者会議での取りまとめにおきましても、個々の提案への対応にとどまらず、趣旨を同じくする課題、支障を有する点で共通する複数の制度等については、その在り方を検討し、見直しを図っていくことが求められていると指摘されてございます。他の類似分野への面的な見直しの展開が課題とされたところでございます。

今後、内閣府といたしましては、提案団体の意向も踏まえつつ、提案の横展開等の方策等につきまして、有識者会議の御意見も伺いながら検討してまいりたいと考えてございます。

○橋委員 虫の目、鳥の目という言い方もよくございまして、細部もしっかり見ながら、しかしまた俯瞰して見ていく、そういったことを両方重ね合わせることで、国と地方の関係がよりよいものになっていく、そういったことで是非取組をお願いしたいところであります。

次に、法律で今回改善がなされる個別の案件、二件ばかりしよつとお伺いをしてまいりたいと思っております。

公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間を二年から三年に延長いただく。これは、背景には、建築費が高騰している、あるいは、二〇二四問題ということで、やはり、工期というものについてある程度余裕を持たなきゃいけない、こういった建設業を取り巻く環境の変化、そういったことに自治体が対応しやすいうように期間を延ばしていただいたんだろうと思っております。

しかし、この建築費の高騰ということは、よく

これは話題になるわけですが、学校を改築したり、あるいは修繕したり、そういったときのいわゆる建築単価といいますか、発注したときの値段と、実際、補助単価というのが、どうしても少し乖離があるんじゃないかという声も地方からよく聞くところでございます。

単価引上げと、今日的なこの状況に対応した取組について、文部科学省にお伺いいたします。

○金光政府参考人 お答え申し上げます。

昨今の建築資材の高騰などを踏まえ、令和六年度予算では、鉄筋コンクリート造の小中学校校舎の国庫補助単価を前年度比一〇・三％増とする大幅な見直しを行っております。これにより、三年続いて一〇％を超える増となつてるところでございます。

文部科学省といたしましては、地方公共団体が学校施設の計画的な整備を行えるよう、引き続き、国庫補助単価の見直しも含め、必要な予算総額の確保に努めてまいります。

○橋委員 ありがとうございます。

かねて文部科学省では学校の耐震化ということも随分熱心に進められて、今回の能登半島地震などを見ていても、そういったことの結果というのは、やはり、耐震化を進めた分野と進めていない分野でも、いろいろ出ていると思います。そしてまた、大切な次代を担う子供たちの学びやでもございませぬ。是非、今のような形で、実情に合わせて随時見直しを図っていただければ大変幸いです。

次に、オンラインによりまして、獣医師の届出がオンライン化されたということも踏まえて、都道府県經由事務、まあ都道府県にあえて經由しなくても情報共有できるということで、この經由事務の廃止ということが、今回の手続の中で、この法律の中でうたわれております。

私、最初に質問で申し上げたように、こういったふうに、例えばオンライン化したら經由事務は要らないよという手続はほかにもあるのではないかと、このように思います。

もちろん内閣府として全体を見ていくということではあります。一面、デジタル行政を所管されているデジタル庁でも様々な面で国と地方のデジタル化の問題について取り組んでおられる状況でございますから、こういったデジタル化の観点で見直しを横展開できるものについてどのようにお考えになつておられるか、お伺いしておきたいと思っております。

○富安政府参考人 御答弁いたします。

行政手続のデジタル化、オンライン化は、それぞれの行政手続を使つていただく国民から見ても、利便性向上ということを目的としておりますけれども、もちろん、それを提供する行政の業務負担軽減につながることも非常に重要だと考えております。したがって、デジタル化を進める際には、申請をオンライン化すること自体が目的とならないように、利用者の利便性向上、行政運営の効率化に立ち返つて考える必要があると思っております。

議員御指摘の、獣医師の届出に係るオンラインを活用した場合の都道府県經由事務の廃止につきましては、まさに地方公共団体の業務負担を軽減することに繋がります。大変重要な取組だと認識しております。

同様の手続を所管する各府省庁においても、こうしたことの重要性について認識を持っていただくことが必要だと考えております。

確かに、各手続の性質等もございませぬ。最終的には各省にしっかりと判断していただく必要がありますけれども、このような認識を横展開していくことが非常に重要だと考えておりますので、内閣府の地方分権改革推進室とも相談をしながら、しっかりと推進してまいりたいと思っております。

○橋委員 統括官、ありがとうございます。

実は、事前レクのお答えよりは随分前進してお答えをいただいたので、大変うれしく思っております。

お答え、お話があつたとおり、デジタル化が目

的化するのではなくて、デジタル化をして何がよかったのか、そして、その実感是非地方自治体の現場に与えていただくということが、今デジタル庁で推し進めようとしておられる標準化の問題であつたり、地方に今投げかけられている様々な課題を解決するよすがになると思つたので、どうかよろしくお願ひ申し上げたいと思つた。

ちよつとここから先には、地方創生のことについて幾つかお伺いしておきたいと思つた。

文化庁の京都移転ということから、ちよつと一年たちました。職員さんとか家族の方々の、人口の社会移動、京都の文化環境が新規施策に与える好影響、そういったことの評価の面、それから、やはりリモートとかいわゆるオンライン、いろいろありますが、連絡通信面で業務遂行上課題はないのか、その辺はどういう対応をしていくのか、こういったことを総括的に文化庁にお伺いをいたします。

○小林政府参考人 お答え申し上げます。

文化庁は、東京一極集中の是正だけではなく、地方創生や文化財の活用など新たな政策ニーズ等への対応を含め、機能強化を図りつつ、昨年三月に京都に移転いたしました。

職員の移動の面では、文化庁移転協議会におきまして、京都で勤務する職員数は全体の七割を前提とすることとされ、その中には、東京から移動した単身の職員に加えまして、家族を含めて移動している職員もいる状況でございます。

施策の面では、移転後は、例えば、文化財の高付加価値化を通じたコンテンツ造成事業の創設などを内容といたします文化財を活用した文化観光の推進による地方創生パッケージの策定や、食文化の魅力発信の強化、食文化の検証に係る調査研究の推進など、京都の文化環境などで発想を得ました新しい取組も進めております。

また、移転につきましては、昨年度の政府関係機関の地方移転に関する総括的評価でも一定の評価がされたところでございます。

オンライン環境上の課題といたしましては、議員の先生への御説明への対応ですとか他省庁との調整におきまして迅速かつ円滑な対応が取りにくいことはございますが、オンライン会議システムなどデジタル技術の活用と東京で勤務する職員との連携によりまして、状況に応じて工夫しながら対応を行つておられるところでございます。

今後、更に、京都、関西に限らず、全国各地域におきましても成果を感じていただけるよう、地方創生に資する文化行政を展開してまいります。

○橋委員 どうもありがとうございます。

実際、社会移動ということで、ちよつと、レクのときにお伺いしていると、五百人から千人ぐらゐの社会移動にはなつたよねというお話を伺つたり、それから、やはり、京都という非常に文化財が豊富なところで文化行政に携わることがいろいろなものを実際実感できる、体感できるというようなこともあるかと思つた。

是非、施策に生かしていただくということと、また、連絡通信面では、今、非常に通信技術が発達しているとはいえ、実は、今回の事前レクのとくも、これは議員会館の方がまさつたのか、通信が途絶するということが起こりました。ですから、その辺は逆に文化庁さんはまた総務省等に強く申し出ていただいて、せつかくの移転がうまくいくように、また通信面での改善も図つていかなければいけないと思つております。

さて、省庁の移転というのは、いわゆる都市機能と申しますか、東京にいろいろ集中している国の機能を地方に分散していくんだ、それは官もあるし民もあるわけですが、やはり、官が始めていかなければ、民の本社機能等の移転というのはなかなか進まないという問題意識があるんだと思つております。

そこで、経済界の方々にも本社機能の移転というのを、やはり、経済的な合理性からいろいろ問題があるのかもしれないが、地方創生の観点から粘り強く働きかけていくべきだと思つたので、政府の認識と具体的な行動の現状を伺いま

す。

○吉田政府参考人 お答え申し上げます。
地方への人の流れをつくり、地方創生を進めるためには、地域の雇用機会の創出が必要であり、企業の本社機能等の地方への移転促進は重要な課題と認識しております。

このため、政府といたしましては、平成二十七年に、地方移転等を行う企業に対して法人税の減税措置を適用する地方拠点強化税制を創設したところですが、令和六年三月末までに、税制等の活用の前提となります地域再生法の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画、これを、認定件数は六百九十八件、計画における雇用創出数は約三・一万人となっております。

委員御指摘のとおり、本制度の活用も含め、経済界に地方移転を働きかけていくことが重要であり、これまでも、制度改正のタイミング等に合わせ、経団連、経済同友会、日本商工会議所等の経済団体の事務局に対して説明をすることも、会員企業へのパンフレットの配布や団体情報等による広報などをお願いをしてきたところでございます。

また、今般の令和六年度税制改正におきましては、女性、若者、子育て世代にとって魅力ある雇用を創出するため、インサイドセールスなどの事業部門が使用する施設や子育て施設等を税制措置の対象に追加したところでございますけれども、これについても経済界等に丁寧の説明し、企業への周知を図っております。

いずれにせよ、企業の地方移転を促進していく上では、企業誘致に当たり、自治体に加えまして移転の主体である企業の理解が重要であり、御指摘を踏まえ、経済界への働きかけに引き続き努めてまいります。

○橘委員 今御答弁ありましたように、いろいろな制度を用意していただいて、推していくという形はあるんですが、やはり今、御答弁の最後にもございましたように、経済界の方々のいわゆる理解といいますか、そうだな、私たちも、そういう

流れなんだろうなということも思っております。あるいは、政府も一生涯やっていくからこそこはそういう世の中にしていかなきやいけないと思っておりますが、いろいろ、地方への政府の機関のいるいは機能の移転ということを率先して進めていく、あるいは、継続的にそういったことが実現していくという姿をつくっていくということがとても大事だと思っております。

文化庁の移転のときは、文化庁が京都に移転をし、当時、河野大臣が担当でありましたけれども、消費者庁の徳島移転の問題について、一部機能を移すことがあり、また、総務省の統計局の一部機能を和歌山県へ移すというようなことがあつたわけですが、ちよつと、地方から見るとまだまだ規模感とか、やはりもう少し大きく踏み出してもいいんじゃないか、そういう思いを強く持つてるところであります。是非、こういったことについては、これで終わりだとか、これでよしということではなくて、やはり、東京一極集中の是正が強く求められる。

そして、地方ではまた人口の減少が目立っている。そして、私の富山県でも、実はこの四月から人口が百万人を切ったということで大変話題にもなつていまして、そういうとき、どうしても声が出るのは、これからの、次の世代を育て、育む若い世代の方々に地域に残ってもらわなければならない、地域に魅力を感じてもらわなければならない、こういうことが叫ばれるわけでありまして、

そこで、隗より始めよの姿勢で、改めて各省庁に政務としても力強く働きかけていただきたいというところで、筑波研究学園都市をお持ちの茨城県選出の石川副大臣にお答えをいただきたいと思っております。

○石川副大臣 お答えいたします。
問題意識、強く共感しているところでございます。政府関係機関の地方移転につきましては、文化庁など中央省庁七機関、研究、研修機関二十三機

関、五十件を対象として進めてきたところでございます。橘委員の御地元富山県でも、医薬品医療機器総合機構を始めとする三機関が移転取組を実施しているところでございます。

また、これらの機関を対象として令和五年度に実施した総括的評価におきましては、移転取組を契機とした地方創生上の効果が確認をされており

ます。
一方、政府関係機関の地方移転を進める上では、費用抑制、体制整備の観点から、新規の地方移転につきましては、新規の施設整備が必須ではなく、デジタル技術やサテライトオフィスの活用、地域による協力の有無の観点を含めまして、総合性、必要性を総合的に判断していくことなどが示されているところでございます。

今後の対応につきましては、総括的評価の結果等を踏まえまして、各機関や地域の個別具体的な状況に応じて検討を実施していくこととなりますが、引き続き、東京一極集中の是正に向けて移転取組の更なる充実に努めていくとともに、デジタル分野を担当する副大臣といたしましては、テレワークやICTツールの活用などによりますデジタル社会にふさわしい働き方の実現といった要請にも応えられるよう、知恵を尽くしてまいります。

○橘委員 よろしくお願ひして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○谷委員長 次に、伊佐進一君。

○伊佐委員 おはようございます。公明党の伊佐進一です。

質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

先ほどの橘委員のすばらしい和歌を聞かせていただいて、爽やかな気持ちで質疑に臨んでいきたいというふうに思っております。

まず、獣医師法の改正について伺いたいというふうに思っております。

今回の一括法の改正というのは、獣医師の届

出、これをオンラインにすると、都道府県経由を不要にする、直接国に行きますという話でした。これは非常に、もう当然やるべき改正だというふうに思っておりますので、是非進めていただきたいというふうに思っております。

獣医師法については、幾つかほかのお声もいただいておりますので、少しその点について、二点、伺いたいというふうに思っております。

まず、獣医師法の第十七条に、「獣医師でなければ、飼育動物(牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他)政令で定めるものに限る。」の診療を業務としてはならない。」と。つまり、獣医師でなければ、飼育動物の診療をしてはならないということになっていきます。

この飼育動物の定義なんですが、獣医師しか、つまり診療してはならないというものですけれども、これは限られております。さつき申し上げたように、まず、飼育動物なので、飼育されている動物じゃないと駄目。だから野生動物は入らない。実験動物、マウスとかラットとか入らない。さらには、さつき申し上げた括弧書きで牛、馬と限定列挙されておりますので、たとえ飼育されていたとしても、例えば、この列挙されている動物、犬、猫とか以外のペットは実は入っていません。ウサギとかフェレットとか爬虫類とか。

私も家でハムスターを飼っていますけれども、このハムスター、たまに獣医師さんに診ていただいていますけれども、でも、これは実は獣医師法十七条の対象になっていないんです。法的には、獣医師じゃなくても診療行為が行えるということになっていきます。これは何でこうなっているんでしょうか。

○熊谷政府参考人 お答えいたします。
獣医師法においては、畜産業の発達、公衆衛生の向上等の法の目的からして、獣医師でなければ診療の業務を行えない対象を動物全てではなく家畜や愛玩動物などに限定することが適切であるため、この規定を置いておるところです。